

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の老人福祉施設の項中

北九州市立ふれあい むら社ノ木デイサー ビスセンター	北九州市門司区社ノ木 二丁目4番1号	を
〃 西部障害 者福祉会館デイサー ビスセンター	〃 八幡西区若葉 一丁目8番1号	

北九州市立ふれあい むら社ノ木デイサー ビスセンター	北九州市門司区社ノ木 二丁目4番1号	に
----------------------------------	-----------------------	---

改め、同表の宿泊型自立訓練施設の項を削り、同表の障害者就労支援施設の項中

北九州市立浅野社会 復帰センター	北九州市小倉北区浅野 二丁目16番38号	を
〃 春ヶ丘学 園	〃 小倉南区春ヶ 丘10番4号	

北九州市立浅野社会 復帰センター	北九州市小倉北区浅野 二丁目16番38号	に
---------------------	-------------------------	---

改め、同表の障害者生活支援施設の項中

北九州市立ひかり工 芸舎	北九州市門司区羽山二 丁目12番67号
-----------------	------------------------

〃 舎	浅野工芸	〃 二丁目16番38号	を
〃 舎	きく工芸	〃 丘10番11号	

北九州市立浅野工芸 舎	北九州市小倉北区浅野 二丁目16番38号	に
----------------	-------------------------	---

改める。

別表第4の老人福祉施設の項中

ふれあいむら社ノ木 デイサービスセンター	介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号又は第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第96条第3項各号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第100条第3項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、前納とする。
西部障害者福祉会館 デイサービスセンター		

を

ふれあいむら社ノ木 デイサービスセンター	介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号又は第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
-------------------------	---	----------------------

	生省令第37号)第96条第3項各号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第100条第3項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額	に
--	---	---

改め、同表の宿泊型自立訓練施設の項を削り、同表の障害者福祉工場の項中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同表の障害者就労支援施設の項中

浅野社会復帰センター	障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
	障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
春ヶ丘学園	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
	障害者総合支援法第5条第14	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣	利用料金は、翌月

を

項に規定する就労移行支援を受けた場合	が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	末日までに納入すること。
障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。

障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。

に

改め、同表の障害者生活支援施設の項中「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「第5条第14項」を「第5条第13項」に、「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同表の障害者地域活動センターの項中「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「第5条第14項」を「第5条第13項」に、「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による
任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年北九州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第22条の3」を「第20条」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第12号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

付則第14項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の火葬場の火葬場使用料の項中

大人 (10歳以上)	小人 (10歳未満)	死産児 その他	胞衣汚物 (40センチメートル立方につき)
円 10,000	円 —	円 —	円 —
50,000	40,000	20,000	20,000
—	—	—	—
3,000	2,400	1,200	1,200

を

大人 (10歳以上)	小人 (10歳未満)	死産児	胞衣・汚物	その他
円 15,000	円 7,500	円 3,700	—	円 —
55,000	44,000	22,000	40センチメートル立方につき 22,000円	22,000
—	—	—	—	—
3,000	2,400	1,200	40センチメートル立方につき 1,200円	1,200

に

改め、同表の食肉センターの食肉センター使用料の項中「3,425」を「3,522」に、「1,346」を「1,384」に改め、同表の食肉センターの冷蔵庫使用料の項中「153」を「157」に、「61」を「63」に改め、同表の食肉センターの部分肉加工所使用料の項中「1,565,000円」を「1,609,715円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表第2の火葬場の火葬場使用料の項の改正規定は平成26年7月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の火葬場の火葬場使用料の項の規定は、平成26年7月1日以後になされる火葬の許可の申請に係る火葬場使用料について適用し、同日前になされた火葬の許可の申請に係る火葬場使用料については、なお従前の例による。

北九州市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

北九州市公害健康被害認定審査会条例（昭和49年北九州市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条第4項」を「第45条第3項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の林業振興センターの項を削る。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第16号

北九州市中央卸売市場条例の一部を改正する条例

北九州市中央卸売市場条例（昭和46年北九州市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第54条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第58条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第67条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項ただし書中「同じ。）」の次に「並びに空地使用料（市長が別に定める使用料に限る。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第67条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第17号

北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

北九州市公設地方卸売市場条例（平成25年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第40条第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第47条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第51条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第60条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項ただし書中「同じ。）」の次に「並びに空地使用料（市長が別に定める使用料に限る。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第60条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第18号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の吉志北地区地区整備計画区域の項、泉台地区地区整備計画区域の低層住宅地区の項、上葛原東地区地区整備計画区域の流通業務B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活B地区の項、曾根地区地区整備計画区域の医療・生活C地区の項、吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区の項、青葉台サイエンスパーク地区整備計画区域の研究開発・福祉関連施設地区の項、乙丸地区地区整備計画区域の沿道地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設A地区の項、北九州学術研究都市南部地区地区整備計画区域の研究・文化・利便施設B地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅A地区の項、山路松尾町地区地区整備計画区域の低層住宅B地区の項、泉ヶ浦二丁目地区地区整備計画区域の住宅地区の項及び幸神・岸の浦地区地区整備計画区域の住宅・利便施設地区の項中「第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項」を「第5条第15項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第19号

北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の制限の緩和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定に基づき、特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の建築の制限を緩和することにより、利便性の高い施設の充実を図り、もって市民の健康の増進及び交流の促進に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の例による。

(建築物の建築の制限の緩和)

第3条 別表の左欄に掲げる特別用途地区内においては、法第48条第1項から第12項までの規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築することができる。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特別用途地区 の名称	建築することができる建築物
特別用途地区 スポーツ・レ クリエーショ ン地区（浅生 地区）	(1) 観覧場（運動施設又はレクリエーション施設に 付属するものに限る。） (2) 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの 床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

北九州市消防長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成26年3月31日提出

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は本市消防局の部長の職その他の消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

(2) 本市の行政事務に従事した者で、北九州市事務分掌条例(昭和40年北九州市条例第44号)第1条に掲げる局の局長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、本市消防局の課長の職その他これと同等以上と認められる職に1年以上あったものであることとする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第21号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第22号

北九州市水道条例の一部を改正する条例

北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第3項中「分水せん」を「分水栓」に、「止水せん」を「止水栓」に改める。

第28条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに申込みのあった工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の条例第28条の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

4 施行日の前日において改正前の北九州市水道条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により給水を受けていた者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により給水を受けるものに係る、施行日から平成26年4月30日までの間の改正後の条例第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。以下「定例日」という。）に計量された使用水量に係る改正後の条例第28条の算出した額（施行日以後最初の定例日が同月30日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあっては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の料金の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第28条の規定を適用する。

5 前項の金額は、特定算出額を前回定例日（その直前の料金の額の算定に係る定例日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。

6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、

これを1月とする。

北九州市工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第23号

北九州市工業用水道条例の一部を改正する条例

北九州市工業用水道条例（昭和38年北九州市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市工業用水道条例（以下「改正後の条例」という。）第21条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において改正前の北九州市工業用水道条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により給水を受けていた使用者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により給水を受けるものに係る、施行日から平成26年4月30日までの間の改正後の条例第22条第1項の定例日（同条第2項の規定による日を含む。以下「定例日」という。）に計量された使用水量に係る改正後の条例第21条第1項の算出した額（施行日以後最初の定例日が同月30日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあっては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の料金の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第21条第1項の規定を適用する。
- 4 前項の金額は、特定算出額を前回定例日（その直前の料金の額の算定に係る定例日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

北九州市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第24号

北九州市下水道条例の一部を改正する条例

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定は、平成26年4月分として徴収する使用料から適用し、同年3月分以前の分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公共下水道を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道を使用するものに係る、施行日から平成26年4月30日までの間の改正後の条例第14条の定例日（同条ただし書の規定による日を含む。以下「定例日」という。）に認定された汚水排除量に係る改正後の条例第15条第1項及び第2項の算出した額（施行日以後最初の定例日が同月30日後であるものに係るもの（以下「特定算出額」という。）にあっては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。）に係る部分の使用料の額の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第15条の規定を適用する。

4 前項の金額は、特定算出額を前回定例日（その直前の使用料の額の算定に係る定例日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第25号

北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例

北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例（平成21年北九州市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「135円」を「139円」に改める。

付 則

（施行期日）

1. この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2. 改正前の北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例の規定により水道用水の料金を徴収されていた者で、この条例の施行の日以後引き続き改正後の北九州市水道用水供給事業に係る水道用水の料金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により水道用水の料金を徴収されるものの平成26年4月分の水道用水の料金に係る改正後の条例第3条の規定の適用については、同条中「139円」とあるのは「135円」とする。

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第26号

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立病院等の使用料等に関する条例（昭和39年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号、第3項第2号及び第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた診療に係る使用料及び利用料金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第27号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の学校教育関係の表の特別支援学校の項中

北九州市立門司特別支援学校	北九州市門司区白野江三丁目28番1号	を に
北九州市立門司総合特別支援学校	北九州市門司区矢筈町13番1号	

改める。

別表第3の1 学校教育関係の表の高等学校の項中

入学料	円 5,550	入学の日から7日以内に納入すること。	を に
入学料	円 5,550	入学の日から7日以内に納入すること。	
授業料	月額 9,900	1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者（同法第4条の認定を受けた者をいう。）にあっては、当該高等学校等就学支援金を充てるものとする。 2 前項の受給権者以外の者にあ	

		<p>っては、毎月25日（市長が必要と認めるときは、別に定める日）までに納入すること。</p>
--	--	---

改め、同表の専修学校の授業料の項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条第1項」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項」に、「第5条」を「第4条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の学校教育関係の表の特別支援学校の項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年3月31日に北九州市立高等学校又は北九州市立戸畑高等専修学校に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学するものに係る授業料については、改正後の別表第3の1 学校教育関係の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市社会教育委員の定数および任期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第28号

北九州市社会教育委員の定数および任期に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会教育委員の定数および任期に関する条例（昭和38年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市社会教育委員条例

第1条中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

第4条中「あつても」を「あつても」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第29号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条の9中「14万円」を「16万円」に改める。

第14条の14中「12万円」を「14万円」に改める。

第20条第1項中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同条第2項中「35万円」を「45万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条の9、第14条の14及び第20条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。